

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
神保町三井ビルディング14階
株式会社 ジェイ エイ シー ジャパン
代表取締役社長 神 村 昌 志

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年3月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年3月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号
興和一橋ビル 5階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第21期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
◎代理人による議決権行使
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jacjapan.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰や米国住宅融資問題を契機とする国際的金融不安等の懸念材料を抱えつつも、企業収益の改善に伴う設備投資の増加や雇用情勢の改善等により緩やかな景気回復基調が続きました。この間、当事業の重要参考指標である有効求人倍率は、平成18年12月の1.07倍から平成19年12月には0.98倍と低下傾向を示し、また、完全失業率は、平成18年12月の4.0%から低下傾向で推移してきましたが平成19年下半期では4.0%台を上下し改善に足踏みが見られる等、全体的な好況感の中にも一部減退の傾向が見られました。

このような環境の中、人材紹介事業では、今後のマーケット拡大を見越して、首都圏の金融業界向けの営業を強化、さらに、外資系企業、パイリンガル人材、弁護士・会計士等のプロフェッショナル人材、IPO企業の領域を担当する営業部門を新たに設置し、ご登録者・企業に対して、より専門性の高いサービスをご提供できるように努めてまいりました。そして、業界・職種等により細分化した各チームは、それぞれの領域でトップブランドを目指し、より多くの方々に当社サービスをご提供できるように努めてまいりました。また、新・人材紹介業務システムを導入し、業務処理量増大による処理スピード低下への対応を行いました。

人材派遣事業では、単純派遣の新規営業は中止し、非正規社員の正社員化の流れを捉え、最終的には正社員化することができる紹介予定派遣へのシフトを進め、人材紹介事業のご登録者へのサービスメニューを広げるとともに、企業へのサービス力のアップを目指しました。

当社は、これらの施策を推し進め、中長期における売上高の拡大を図るために、前事業年度に引き続き、新卒・中途社員採用を積極的に実施してまいりました。その結果、平成19年12月31日時点で使用人数は654名（前事業年度末比192名増）となりました。また、当事業年度は大阪支店を増床移転し、基盤の拡大を行ってまいりました。

営業部門の大幅増員の結果、経験者比率が低下し、一時的な人的生産性の低下を招きました。これに対し、求人企業への訪問強化による求人数の拡大、ご登録者数の増強と面談数の増加等を通じて、求人企業とご登録者とのマッチング総量の増加を図り、人的生産性の低下を最小限にとどめる努力をしております。

以上の結果、当事業年度の売上高は7,964百万円（前事業年度比10.4%増）、営業利益は794百万円（同33.7%減）、経常利益は804百万円（同30.6%減）、当期純利益は451百万円（同22.0%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

人材紹介事業の売上高は6,497百万円（前事業年度比34.6%増）、人材派遣事業の売上高は1,466百万円（同38.5%減）となりました。

事業区分	売上高	生産高（受注高）
人材紹介事業	6,497百万円	—
人材派遣事業	1,466百万円	—

（注） 当社は、生産に該当する事項がないため、生産高（受注高）に関する記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は203百万円で、その主なものは次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	取得価額（百万円）			
		建物	工具器具備品	建設仮勘定	合計
本社 (東京都千代田区)	事務所等	20	83	26	131
横浜支店 (横浜市西区)	事務所等	0	0	—	1
名古屋支店 (名古屋市東区)	事務所等	0	0	—	0
京都支店 (京都市下京区)	事務所等	—	1	—	1
大阪支店 (大阪市北区)	事務所等	35	32	—	67
神戸支店 (神戸市中央区)	事務所等	—	0	—	0
福岡支店 (福岡市中央区)	事務所等	—	0	—	0

- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (平成16年12月期)	第 19 期 (平成17年12月期)	第 20 期 (平成18年12月期)	第 21 期 (当事業年度) (平成19年12月期)
売 上 高(百万円)	4,008	5,814	7,216	7,964
経 常 利 益(百万円)	517	594	1,160	804
当 期 純 利 益(百万円)	296	329	579	451
1株当たり当期純利益 (円)	544.71	563.93	925.23	679.75
総 資 産(百万円)	2,047	1,968	3,989	3,702
純 資 産(百万円)	725	1,094	2,685	3,057
1株当たり純資産額 (円)	1,292.61	1,803.87	4,041.99	4,601.69

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

平成20年に入り、原油価格の高騰や米国住宅融資問題を契機とする国際的金融不安等の懸念材料により、日本経済の景気動向については強弱見方が分かかれてきております。

しかしながら、企業の採用意欲は依然として高く、求人は好調に推移しており、当社は、新規開拓・国際性・深耕営業・高額案件・専門性といったテーマを軸にした組織体制を構築し、営業活動を進めてまいります。

前年の営業部門の経験者比率の低下による人的生産性の低下は引き続き重要課題であることから、新規入社社員に対する現場配属前の集中研修及びOJTの強化の徹底、既入社社員向け教育研修の充実を通じて、人的生産性の維持・向上に努めると同時に、従業員の離職率の低下に努めてまいります。

また、当社の業容拡大に見合うご登録者数の確保のため、広告宣伝を効果的に実施し、当社の認知度向上及びブランド構築を図ってまいります。

人材派遣事業におきましては、紹介予定派遣を主に推し進めてまいります。

一方、管理部門におきましては、前年同様、少数精鋭集団として組織拡大に耐え得る柔軟性とクリエイティブさを兼ね備えた組織作りをしてまいります。

なお、これらの業務の執行機能充実と効率化を図り、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、また、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を可能とする執行役員制度を本年1月から実施し、取締役会の意思決定及び監督機能を強化いたしました。

今後とも人材紹介業として確固たる地位を築くことに積極的に努力してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成19年12月31日現在）

当社は、人材紹介及び人材派遣を主な事業としております。

(6) 主要な営業所（平成19年12月31日現在）

本	社	東京都千代田区
支	店	横浜支店：神奈川県横浜市西区 名古屋支店：愛知県名古屋市東区 京都支店：京都府京都市下京区 大阪支店：大阪府大阪市北区 神戸支店：兵庫県神戸市中央区 福岡支店：福岡県福岡市中央区

(7) 使用人の状況（平成19年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
654 (67) 名	192 (35) 名増	30.6歳	2.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含みません。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成19年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 664,500株
- (3) 株主数 1,071名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
田崎忠良	256,540株	38.60%
田崎ひろみ	119,660株	18.00%
金親晋午	102,100株	15.36%

(注) 出資比率は自己株式(3株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況（平成19年12月31日現在）

① 平成16年12月9日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

20,500個（新株予約権1個につき1株）

・新株予約権の目的である株式の数

20,500株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 1,000円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 1,000円（1株当たり 1,000円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり 500円

・新株予約権を行使することができる期間

平成20年1月1日から平成26年12月8日まで

・新株予約権の行使の条件

1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

2) 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

3) 新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	18,500個	18,500株	3名
社外監査役	2,000個	2,000株	2名

② 平成18年5月16日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
500個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
500株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 4,000円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 4,000円（1株当たり 4,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 2,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年5月17日から平成28年3月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - 2) 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—
社外監査役	500個	500株	1名

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成19年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	神 村 昌 志	
取締役副社長	服 部 啓 男	管理本部長
取 締 役	池 田 秀 樹	営業本部長
取 締 役 会 長	田 崎 ひろみ	T.TAZAKI&Co Ltd 代表取締役 JAC Financial Design Ltd 代表取締役 JAC Recruitment UK Ltd 代表取締役
取締役相談役	田 崎 忠 良	
常 勤 監 査 役	山 下 実	
監 査 役	大 橋 茂 一	
監 査 役	増 田 浩 二	税理士法人あい会計社 代表社員

- (注) 1. 服部啓男氏は、平成20年1月1日付で取締役副社長管理本部長から取締役副社長営業本部長に異動いたしました。
2. 池田秀樹氏は、平成20年1月1日付で取締役営業本部長から取締役大阪支店長に異動いたしました。
3. 監査役山下実氏、大橋茂一氏及び増田浩二氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 各監査役は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役山下実氏は、長年にわたる経理、財務の業務の経験を有しております。
 - ・監査役大橋茂一氏は、上場会社の経営者としての経験に基づき、財務及び会計に関する知識を有しております。
 - ・監査役増田浩二氏は、公認会計士の資格を有しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	内、社外役員
取 締 役	5名	175百万円	－
監 査 役	3名	16百万円	16百万円 (3名)
合 計	8名	192百万円	16百万円 (3名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年3月25日開催の第18期定時株主総会決議において年額300百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年3月25日開催の第18期定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行等の状況

社外監査役の増田浩二氏は、税理士法人あい会計社において代表社員として業務を執行しております。

② 他の株式会社における社外役員の兼任の状況

該当事項はありません。

③ 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	山 下 実	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席しております。長年にわたる経理、財務の業務を主として、管理部門業務全般について経験を重ねてきており、これまでの経験に基づいた発言を行っております。
監 査 役	大 橋 茂 一	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、主にこれまでの上場会社の経営者としての経験に基づいた発言を行っております。
監 査 役	増 田 浩 二	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

- ④ 不当な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応
該当事項はありません。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
社外役員と締結している個別の責任限定契約はありませんが、当社定款において、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定めております。
- ⑥ 報酬等の総額
当事業年度において社外監査役に支払った報酬等の総額は、16百万円であります。
- ⑦ 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額
該当事項はありません。
- ⑧ 上記記載内容に関する社外役員の意見
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人（一時会計監査人）

- (注) 1. 当社の会計監査人でありましたみすず監査法人は、平成19年7月31日をもって業務を終了し、同日をもって辞任いたしました。当社は、会計監査人が不在となることを回避するため、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、平成19年8月1日開催の監査役会におきまして、新日本監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。
2. 就任した一時会計監査人の名称及び所在地
名 称： 新日本監査法人
所在地： 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
- | | |
|----------|----------|
| ・みすず監査法人 | 3,700千円 |
| ・新日本監査法人 | 10,300千円 |
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
- | | |
|--|----------|
| | 14,000千円 |
|--|----------|

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

金融庁が平成18年5月10日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象

中央青山監査法人

(平成18年9月1日付で「みすず監査法人」に法人名を変更)

② 処分内容

業務の一部停止2ヶ月（平成18年7月1日から平成18年8月31日まで）

[停止する業務]

証券取引法監査及び会社法（商法特例法）監査（法令に基づき、会社法（商法特例法）に準じて実施される監査を含む。）。ただし、一定の監査業務を除外するものとする。

③ 処分理由

カネボウ株式会社の平成11年3月期、平成12年3月期、平成13年3月期、平成14年3月期及び平成15年3月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、同監査法人の関与社員は故意に虚偽のないものとして証明した。

(5) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

当社の会計監査人でありましたみすず監査法人は、平成19年7月31日をもって業務を終了し、同日をもって辞任いたしました。

辞任した会計監査人の名称及び所在地

名 称： みすず監査法人

所在地： 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- ② コンプライアンスの主管部署である総務チームがコンプライアンス体制の管理を統括するほか、必要に応じて各部署が管理を行う。
- ③ 業務執行部門から独立した内部監査部門である内部監査チームが、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築、運用の状況について、内部監査を実施する。
- ④ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ⑤ 会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理等について定めた文書管理規程を制定する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であると認識し、これらを適切に管理するため、各業務担当取締役はリスクを管理する権限及び責任をもってリスク管理体制を確立する。
- ② 当社の業務及び財産の実態並びに想定されるリスク及びその管理状況を把握し、経営の合理化及び効率性の増進を図るために、内部監査規程を制定し、同規程に基づいて、内部監査チームは各部門に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規則を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 経営戦略の浸透及び各部署の適時適切な現状報告を目的とし、各業務担当取締役と各部署の責任者を構成メンバーとする幹部会議を定期的に行う。
- ③ 取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社において、現在子会社は存在しないが、将来において子会社を設立する場合には、グループ会社全体で、内部統制の徹底を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員配置を速やかに行う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- ② 監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに監査役に対して報告を行うこととする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、取締役及び使用人は協力する。
- ② 代表取締役は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合を持ち意見交換を行う。
- ③ 内部監査チームは、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合を持ち意見交換を行う。
- ④ 監査役は必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,778	流 動 負 債	611
現金及び預金	2,150	未払金	331
売掛金	444	未払費用	33
貯蔵品	0	未払消費税等	69
前払費用	80	前受金	0
繰延税金資産	85	預り金	70
未収入金	21	賞与引当金	68
その他	1	解約調整引当金	38
貸倒引当金	△6	固 定 負 債	32
固 定 資 産	923	長期未払金	32
有 形 固 定 資 産	315	負 債 合 計	644
建物	140	純 資 産 の 部	
車両運搬具	4	株 主 資 本	3,057
工具器具備品	143	資本金	607
建設仮勘定	26	資本剰余金	582
無 形 固 定 資 産	33	資本準備金	582
電話加入権	2	利益剰余金	1,867
商標権	1	利益準備金	1
ソフトウェア	28	その他利益剰余金	1,865
投資その他の資産	575	別途積立金	800
保証金	528	繰越利益剰余金	1,065
繰延税金資産	46	自 己 株 式	△0
その他	7	純 資 産 合 計	3,057
貸倒引当金	△7	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,702
資 産 合 計	3,702		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
紹 介 事 業 収 入	6,525	
解 約 調 整 引 当 金 繰 入	△38	
解 約 調 整 引 当 金 戻 入	10	6,497
派 遣 事 業 収 入	1,466	7,964
売 上 原 価		
紹 介 事 業 原 価	50	
派 遣 事 業 原 価	1,153	1,203
売 上 総 利 益		6,760
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,965
営 業 利 益		794
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	8	
雑 収 入	2	11
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	0	
そ の 他	0	0
経 常 利 益		804
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	3	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	47	47
税 引 前 当 期 純 利 益		760
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		244
法 人 税 等 調 整 額		65
当 期 純 利 益		451

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									純 資 産 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株	株主資本計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成18年12月31日 残高	607	582	582	1	800	694	1,495	—	2,685	2,685
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△79	△79		△79	△79
当期純利益						451	451		451	451
自己株式								△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	371	371	△0	371	371
平成19年12月31日 残高	607	582	582	1	800	1,065	1,867	△0	3,057	3,057

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

車両運搬具 6年

工具器具備品 3年～20年

(会計方針の変更)

法人税法の改定に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

② 無形固定資産

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 解約調整引当金

解約による損失に備えるため、既に計上した売上高のうち、個別に解約が見込まれる分は個別の解約による払戻予想見積額を計上し、その他は解約の実績率により解約による払戻予想見積額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっておりま
す。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 156百万円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	664,500株	一株	一株	664,500株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	一株	3株	一株	3株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成19年3月28日開催第20期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 79百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 120円
- ・基準日 平成18年12月31日
- ・効力発生日 平成19年3月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成20年3月25日開催第21期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 106百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 160円
- ・基準日 平成19年12月31日
- ・効力発生日 平成20年3月26日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金繰入限度超過額	27百万円
未払事業税	3百万円
減価償却超過額	38百万円
解約調整引当金繰入超過額	15百万円
一括償却資産超過額	7百万円
未払事業所税	4百万円
貸倒引当金超過額	5百万円
貸倒損失	0百万円
未払社会保険料	3百万円
退職給付制度変更に係る未払金否認	8百万円
退職給付制度変更に係る長期未払金否認	13百万円
障害者雇用納付金	1百万円
繰延税金資産 合計	<u>131百万円</u>

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- ① 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	52百万円	14百万円	38百万円
ソフトウェア	1百万円	0百万円	1百万円
合計	54百万円	14百万円	39百万円

- ② 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	10百万円
1年超	29百万円
合計	<u>40百万円</u>

- ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	10百万円
減価償却費相当額	10百万円
支払利息相当額	0百万円

- ④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- ⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法につきましては、利息法によっております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係 役員の兼任等	内容 事業上の関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及び個人主要株主が議決権を過半数を所有する会社	JAC Recruitment UK Ltd	UK London	10,899 (GBP)	職業紹介	—	役員1名	役員提供及び役務の受入	人材紹介料の支払	23	未収入金	0
								人材紹介売上	1	—	—
								当社社員紹介手数料	1	—	—
役員及び個人主要株主が議決権を過半数を所有する会社	JAC Singapore Pte Ltd	Singapore	100,000 (S\$)	職業紹介	—	役員1名	役員提供及び役務の受入	人材紹介料の支払	9	—	—
								人材紹介売上	6	売掛金	0
役員及び個人主要株主が議決権を過半数を所有する会社	JAC Personnel Recruitment Ltd	Thailand Bangkok	8,000,000 (THB)	職業紹介	—	役員1名	役員提供及び役務の受入	人材紹介料の支払	4	未払金	0
								人材紹介売上	1	—	—
役員及び個人主要株主が議決権を過半数を所有する会社	JAC Recruitment Sdn Bhd	Malaysia Kuala Lumpur	200,000 (RM)	職業紹介	—	役員1名	役員提供及び役務の受入	人材紹介売上	4	—	—

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. JAC Recruitment UK Ltdは、当社取締役会長である田崎ひろみ及び個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。
3. JAC Singapore Pte Ltdは、当社取締役相談役である田崎忠良及び個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。
4. JAC Personnel Recruitment Ltdは、当社取締役相談役である田崎忠良及び個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。
5. JAC Recruitment Sdn Bhdは、当社取締役相談役である田崎忠良及び個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 人材紹介売上とは、当社が業務提携先に対し当社の登録人材を紹介したことで得る紹介料収入であります。また、人材紹介料の支払とは、業務提携先に当社が支払う人材紹介手数料のことであり、それぞれは業務提携契約書に基づき、人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払っております。
- (2) JAC Recruitment UK Ltdへの当社社員紹介手数料は、両社協議のうえ、決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,601円69銭
- (2) 1株当たり当期純利益 679円75銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年2月12日

株式会社ジェイエシージャパン

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員

公認会計士 村山 憲二 ㊟

業務執行社員

指 定 社 員

公認会計士 山崎 一彦 ㊟

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイエシージャパンの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月19日

株式会社ジェイエイシージャパン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 山下 実 ⑩

監査役 (社外監査役) 大橋 茂一 ⑩

監査役 (社外監査役) 増田 浩二 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第21期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金160円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は106,319,520円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年3月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員5名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	神村昌志 (昭和37年7月1日生)	平成8年4月 当社入社大阪支店長 平成10年6月 当社取締役大阪支店長 平成13年1月 当社取締役副社長 平成15年11月 当社代表取締役社長(現任)	12,250株
2	服部啓男 (昭和29年12月25日生)	平成13年7月 当社取締役 平成13年8月 当社取締役副社長(現任) 平成17年4月 当社管理部長 平成18年7月 当社管理本部長兼人事部長 平成19年1月 当社管理本部長 平成20年1月 当社営業本部長(現任)	7,230株
3	松岡 繁 (昭和32年5月27日生)	昭和55年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社(現日本NCR株式会社)入社 平成17年9月 日本オラクル株式会社入社 常務執行役員 最高財務責任者 平成18年8月 同社取締役常務執行役員 最高財務責任者 平成20年1月 当社入社管理本部長(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
4	田崎ひろみ (昭和25年12月23日生)	昭和56年5月 T.TAZAKI&Co Ltd 入社 昭和62年3月 JAC Singapore Pte Ltd設立 取締役(現任) 昭和63年3月 当社設立取締役 平成3年8月 T.TAZAKI&Co Ltd代表取締役 (現任) 平成10年12月 JAC Strattons Ltd設立代表 取締役 平成12年1月 当社代表取締役 平成13年11月 JAC Financial Design Ltd 設立代表取締役(現任) 平成14年9月 JAC Recruitment UK Ltd設 立代表取締役(現任) 平成17年3月 当社取締役会長(現任) 平成17年12月 JAC Personnel Recruitment Ltd取締役 (現任) 平成17年12月 JAC Recruitment Sdn Bhd 取締役(現任) 平成19年7月 JAC Strattons Ltd取締役 (現任)	119,660株
5	田崎忠良 (昭和18年7月16日生)	昭和49年11月 T.TAZAKI&Co Ltd設立取締 役(現任) 昭和63年3月 当社設立代表取締役 平成12年1月 当社取締役 平成17年3月 当社取締役相談役(現任)	256,540株

(注) 1. 取締役候補者田崎ひろみ氏は、JAC Recruitment UK Ltd代表取締役、JAC Singapore Pte Ltd取締役、JAC Personnel Recruitment Ltd取締役及びJAC Recruitment Sdn Bhd取締役を兼務し、当社は各社との間に国際間の人材紹介等の取引関係があります。

2. 他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
小澤優一 (昭和18年9月1日生)	昭和44年4月 弁護士登録 石井法律事務所入所 現在に至る	3,000株

- (注) 1. 候補者は、当社の法律顧問であります。
2. 候補者は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしており、社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 小澤優一氏を社外監査役候補者とした理由は、主に弁護士としての専門的見地から、妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくことによるものです。また、小澤優一氏は、長年の弁護士として培われた法律知識及び経験に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しておられることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありましたみすず監査法人は、平成19年7月31日をもって業務を終了し、同日をもって辞任いたしました。当社は、会計監査人が不在となることを回避するため、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、平成19年8月1日開催の監査役会におきまして、新日本監査法人を一時会計監査人として選任し、現在に至っております。

本議案につきましては、本総会におきまして、一時会計監査人であります新日本監査法人を当社の会計監査人として選任することをお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

(平成19年12月31日現在)

名 称	新日本監査法人
事 務 所	主たる事務所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル その他事務所 国内 33カ所、連絡事務所 4カ所 海外 26カ所
沿 革	昭和60年10月 太田昭和監査法人を設立 昭和61年1月 センチュリー監査法人を設立 平成12年4月 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、 監査法人太田昭和センチュリーを設立 平成13年7月 新日本監査法人に名称を変更
概 要	社員数 : 公認会計士/686名 職員数 : 公認会計士/1,602名、その他監査従事者/2,286名、 その他職員/1,065名、合計/5,639名 関与会社数: 金商法・会社法/1,215社、金商法単独/198社、 会社法単独/1,587社、学校法人/149社、労働組合/46社、 その他法定監査/629社、その他任意監査/1,283社、 合計/5,107社

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号
興和一橋ビル 5階 会議室
電 話 03-5259-6926



- 地下鉄半蔵門線、新宿線、三田線 神保町駅A9出口徒歩3分
- 地下鉄東西線竹橋駅3b出口徒歩4分